

後見制度支援預金

令和8年3月23日現在

1. 商 品 名	・後見制度支援預金
2. 対象となる預金	・普通預金（決済用普通預金除く）
3. ご利用いただける方	・兵庫県内の家庭裁判所から本預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人のお客さま（マイネット支店を除く兵庫県内の全店舗でお取り扱いいたします。） ※ 未成年後見、保佐、補助、任意後見制度のご利用のお客さまは対象外です
4. 期 間	・定めはありません。
5. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・兵庫県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき資金を口座開設店の窓口でお預入れいただきます。 ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・兵庫県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、口座開設店の窓口で随時払い戻しできます。
7. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	・市場金利に基づき設定した普通預金の店頭表示利率を適用します。（変動金利） なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の普通預金利率により計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、令和19年12月31日までの間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ マル優のご利用はできません。
8. 手 数 料	・口座開設手数料 11,000円（税込） ・口座管理手数料 年間3,300円（税込） ^(注) （注）初年度は契約の属する月を1ヶ月目とし、口座開設した月から月割計算でお支払いいただきます。2年目以降は毎年4月の当行所定の日にお支払いいただきます。 ※ 定額自動送金サービスをご利用の場合は、振込の都度、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
9. 付加できる 特 約 事 項	・兵庫県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」がある場合、生活資金等の資金を定期的に普通預金口座へ移動する「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。
10. 中途解約時の 取扱い	・定めはありません。

11. 終了事由	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内の家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、口座を解約します。 ※ ただし、特定の事情等により、当行で解約を実施する場合があります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
13. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
14. その他参考となる事項	<p>以下のお取扱いはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込による入金 ・ キャッシュカードの発行 ・ ATM でのお取引（払戻しおよび追加の預入れ） ・ インターネットバンキングの利用 ・ 給与・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座 <p>なお、預入形式は、普通預金通帳のみとなります。</p>